

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から同年10月まで

私の国民年金保険料は、両親が隣組の集金により納付しており、私が昭和50年11月にA事業所に就職するまで、漏れなく納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の両親は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの期間において保険料の未納は無く、両親が保険料を納付していたとする申立人の姉も、20歳到達時から婚姻するまでの両親との同居期間に保険料の未納は無いことから、両親は保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時に同居していた両親が隣組による集金の方法で保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間における申立人の住所地であるB市は、当時、隣組による集金の方法により、保険料を納付することができた旨の回答をしており、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和49年4月にA社に入社し、B市にある事業所で同期入社と同僚と3か月間の研修を受けた後、同年7月1日付けで同社C支店に配属されたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社が提出した昭和49年7月1日付けの昭和49年度学卒者の人事異動に関する本社通達及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年7月1日にA社から同社D部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和49年5月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和49年6月30日として届け出ていることが確認できる上、同社も、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、昭和49年7月1日とすべきところを、誤って同年6月

30日として届け出た。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

平成 19 年 11 月頃に年金記録を確認した際、申立期間①及び②について、私が脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、私は脱退手当金をもらっていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②との間にある被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、申立期間①及び②の脱退手当金のみを請求し、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間①及び②と同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間①及び②並びに前述の未請求となっている被保険者期間の被保険者番号と同一の番号で管理されていることを踏まえると、申立人は、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれる。

さらに、申立期間における最終事業所である A 社の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 15 か月であるとともに、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日から前後 3 年間（昭和 39 年から 45 年までの期間）に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した女性のうち、単独又は通算で脱退手当金の受給要件を満たす者は、申立

人を含めて 14 人確認でき、このうち同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含めて 6 人のみとなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月6日から同年9月1日まで

私は、申立期間当時、A社に在籍したままでC社の立ち上げ業務に従事し、同社が設立されるとともに同社に異動したので、厚生年金保険被保険者期間が空白になるということは考えられない。

申立期間の厚生年金保険料を納付したと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び申立期間同時に申立人とともにC社の立ち上げ業務に従事していた複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及び同社の系列会社であるC社に継続して勤務し（昭和43年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同様にA社からC社に異動となった同僚4人全員に、申立人と同様に2か月間の厚生年金保険被保険者期間の空白期間が確認できることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年7月及び同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。